

# 改造計画から完成まで

②～⑥までの手続きは、工事店が行います

## ① 指定工事店に依頼

水洗トイレへの改造を含む排水設備の工事は、市が指定した工事店が行います。このような工事店を排水設備指定工事店といいます。工事の申込みは、排水設備指定工事店へ依頼してください。

## ② 工事の確認を受ける

工事をする前に、排水設備等計画（変更）確認申請書を市へ提出していただきます。市は、排水設備の構造や技術などを審査し、適正と認めたときは排水設備等計画（変更）確認書を使用者へ交付します。



## ③ 工事の施工

工事が始まると、便所の使用は1～2日休んでいただきます。

## ④ 工事の完了

工事が完了すると市に工事完了届を提出します。



## ⑤ 検査を受ける

工事完了届によって市が完了検査を行います。市は、構造や技術が適正であるか検査し適正と認めたときは検査済証を使用者へ交付します。

## ⑥ 使用開始届を提出する

公共下水道使用開始等届を市へ提出して、排水設備の改造から使用開始までの手続きが完了します。



手続きは  
すべて私に  
おまかせ  
下さい!

工事店